平成17年3月20日規則第81号

改正

平成22年6月29日規則第10号 平成24年9月25日規則第14号 平成26年3月31日規則第3号 平成27年5月28日規則第9号 平成28年12月20日規則第21号 令和4年6月24日規則第20号

佐久穂町環境保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久穂町環境保全条例(平成17年佐久穂町条例第108号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模開発行為該当基準)

- 第2条 条例第3条第4項に規定する大規模開発行為の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 宅地の造成、別荘地の分譲、土地の開墾その他土地の区画・形質の変更 1,000平方メートル以上。なお、継続的又は計画的に開発しようとする場合、総計が1,000平方メートル以上になるときも、同様とする。
  - (2) 建築物の新築又は増築 高さ13メートル又は延べ面積500平方メートル以上
  - (3) ゴルフ場の建設 1万平方メートル以上
  - (4) 道路の建設 幅員 4 メートル以上又は延長500メートル以上
  - (5) 鉄塔、煙突、電柱その他これに類するもの 高さ30メートル以上
  - (6) ダムの建設 高さ20メートル以上
  - (7) 送水管、ガス管その他これに類するもの 長さ200メートル以上
  - (8) 土石の採取 300平方メートル以上又は1,500立方メートル以上
  - (9) 太陽光発電設備(土地に自立して設置するものに限る。)の設置、改修又は増設 延べ面積500平方メートル以上(ただし、継続的又は計画的に開発しようとする場合は延べ面積に含す。)
  - (10) その他の工作物 高さ13メートル以上

(事前協議)

第3条 事業者は、開発行為を行う場合、条例第16条に規定する事前協議書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(大規模開発行為等の申請)

- 第4条 条例第16条第1項の規定による大規模開発行為及び湧(ゆう)水を採取するときの申請は、 大規模開発行為申請書(様式第2号)及び湧(ゆう)水採取申請書(様式第3号)を提出して行う ものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添えなければならない。
  - (1) 大規模開発行為地(以下「開発地」という。)及び湧水採取地(以下「取水地」という。) の位置を明らかにした地形図
  - (2) 開発地、取水地及びその周辺の更正図並びにカラー写真
  - (3) 大規模開発行為施工方法及び湧水の取水方法を明らかにした設計図書並びに設計図面
  - (4) 大規模開発行為終了後における開発地及びその付近の地形並びに植生をイメージした図面
  - (5) 取水地を中心として半径300メートル以内が識別できる図面
  - (6) 水利権のある湧水については、その水利権を有する者の同意書
  - (7) 開発地及び取水地の登記簿謄本
  - (8) 開発地及び取水地の土地所有者と開発者が異なる場合は、土地所有者の同意書
  - (9) その他町長が必要とする書類
- 3 第1項の申請を行うに当たっては、次に掲げる関係住民等に対し説明会等を実施し、別に定める基準により、説明会等実施報告書(様式第4号)を事前に提出しなければならない。
  - (1) 周辺地域(開発地周辺の地域で生活環境の保全に配慮を要するものをいう。以下同じ。) 内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者
  - (2) 周辺地域内において農業、林業、漁業を営む者
  - (3) 開発行為に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者

(大規模開発行為等の許可書)

第5条 条例第16条第2項の規定による許可書は、大規模開発行為許可書(様式第5号)及び湧水 採取許可書(様式第6号)による。

(届出)

第6条 条例第16条第1項及び第17条第1項の規定により許可を受けた事業者は、開発行為着手前に大規模開発行為着手届(様式第7号)を、開発行為が完了したときは、大規模開発行為完了届(様式第8号)を、完了後14日以内に町長に提出しなければならない。

- 2 開発行為を中止しようとするときは、大規模開発行為中止書(様式第9号)を町長に提出した 上、その提出した日から10日以内に、大規模開発中止に伴う原状回復計画届(様式第10号)より、 原状回復の具体的計画を町長に届出しなければならない。
- 3 開発行為を廃止するときは、大規模開発行為廃止書(様式第11号)を町長に提出した上、その 提出した日から30日以内に、大規模開発行為廃止証明届(様式第12号)により、廃止した状況等 を町長に届出しなければならない。

(事業の変更)

第7条 事業者は、申請の内容に変更が生じた場合は、大規模開発行為変更申請書(様式第13号) を変更30日前までに町長に提出しなければならない。

(完了検査)

第8条 町長は、第6条第1項の大規模開発行為完了届が提出されたときは、遅滞なく当該開発行 為が許可申請の内容に適合しているか検査し、適合していると認めたときは、大規模開発行為完 了検査済証(様式第14号)を事業者に交付しなければならない。

(立入検査職員)

第9条 条例第24条第1項の規定により、町長から指定される職員は、佐久穂町吏員をもって充てる。

(身分証明書)

第10条 条例第24条第2項の規定により、該当職員の携帯する身分証明書は、様式第15号によるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久町環境保全条例施行規則(平成14年佐久町規 則第16号)又は八千穂村自然保護条例施行規則(平成7年八千穂村規則第4号)の規定によりな された処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年6月29日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成24年9月25日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月28日規則第9号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則** (平成28年12月20日規則第21号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月24日規則第20号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

#### 大規模開発行為事前協議書

年 月 日

(届出先) 佐久穂町長

住 所 事業主 氏 名 ⑩ 電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

佐久穂町環境保全条例施行規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添付して事 前協議を届け出ます。

事業又は施設名			
事業区域の所在、地 番、地目及び面積	地番 地目 面積		
事業の内容			
工事施工者の住所、氏 名 及 び 連 絡 先	住 所 氏 名 電話番号		
想定発電出力			k W
事業着手予定日		年	月 日
事業完了予定日		年	月日

【添付書類】①位置図 ②開発地周辺の概況図及びカラー写真 ③開発土地 1 筆ごとの面積、地目及び所有者を示す書類(開発者と開発土地所有者が異なる場合は、その権利関係を明らかにする書類) ④土地利用計画図(計画施設の配置が分かる図) ⑤雨水排水処理計画図(排水流域と処理方法を説明できる図) ⑥開発行為終了後における開発行為及びその付近の地形及び植生をイメージした図面 ⑦公図及び地積図 ⑧その他町長が必要と認めたもの

## 様式第2号(第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

大規模開発行為申請書

年 月 日

(申請先)

佐久穂町長

#### 申請者の住所氏名

(印)

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者氏名)

佐久穂町において、下記により開発行為を行いたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 開発行為の場所
- 2 事業又は施設の名称
- 3 申請者住所氏名
- 4 施行予定者住所氏名
- 5 設計者住所氏名
- 8 事業の目的
- 7 事業着手予定日
- 8 事業完了予定日
- 9 当該地域選定理由
- 10 施行方法等

(工作物の新築、改築又は増築の場合)

- (1) 工作物の種類
- (2) 敷地面積
- (3) 規模
- (4) 主要材料
- (5) 外部の仕上げ及び色彩
- (6) 関連行為(支障木の伐採、仮設物の設置等)の概要
- (7) 施行後の周辺の取扱い

#### (土地の形質の変更の場合)

- (1) 形質変更の原因となる行為
- (2) 変更する面積
- (3) 工事の方法
- (4) 変更後の形質
- (5) 関連行為の概要
- (6) 変更後の取扱い

### (鉱物の掘採又は土砂の採取の場合)

- (1) 鉱物(土石)の種類
- (2) 堀採(採取)の方法
- (3) 堀採(採取)の量
- (4) 掘採(採取)設備
- (5) 土地の形質変更をする面積
- (8) 掘採(採取)後の土地の形質
- (7) 関連行為の概要
- (8) 堀採(採取)跡地の取扱い

### (水位又は水量に増減を及ぼす行為の場合)

- (1) 水位(水量)の増減の原因となる行為
- (2) 水位(水量)の増減の及ぶ範囲
- (3) 水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量
- (4) 設備の概要

### (木竹伐採の場合)

- (1) 伐採の方法
- (2) 伐採する樹種
- (3) 伐採する面積
- (4) 伐採する木竹の平均樹齢
- (5) 伐採する木竹の平均胸高直径
- (6) 伐採材積
- (7) 伐採材積歩合
- (8) 伐採設備(索道、貯木場等を含む。)
- (9) 伐採跡地の取扱い

#### 11 添付書類

- (1) 開発地の位置を明らかにした地形図
- (2) 開発地及びその周辺の地区の状況を明らかにした概況図及びカラー写真
- (3) 開発土地の1筆ごとの面積、地目及び所有者を示す書類
- (4) 開発地の事業施行方法を明らかにした設計図書及び設計図面
- (5) 開発者と開発土地所有者が異なる場合は、その権利関係を明らかにする書類
- (8) 開発行為終了後における開発行為及びその付近の地形及び植生をイメージした 図面
- (7) 一連の開発地域の更正図

### 様式第3号(第4条関係) 様式第3号(第4条関係)

### 湧水採取申請書

年 月 日

(申請先)

佐久穂町長

### 申請者の住所氏名

(FI)

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者氏名)

佐久穂町において、下記により湧水の採取をしたいので関係書類を添えて申請します。

- 1 湧水の場所
- 2 事業又は施設の名称
- 3 申請者住所氏名
- 4 施行予定者住所氏名
- 5 設計者住所氏名
- 6 事業の目的
- 7 事業着手予定日
- 8 事業完了予定日
- 9 当該地域選定理由
- 10 施行方法等
  - (1) 取水設備
  - (2) 取水地の面積
  - (3) 取水採取量
- 11 添付書類
  - (1) 取水地の位置を明らかにした地形図
  - (2) 取水地及びその周辺の状況を明らかにしたカラー写真
  - (3) 取水工事の設計図書及び設計図
  - (4) 取水工事を中心として半径300メートル以内か識別できる図面
  - (5) 取水地を中心とした更正図
  - (6) 水利権のある湧水については、その水利権を有する者の同意書

様式第4号(第4条関係) 様式第4号(第4条関係)

### 説明会等実施報告書

年 月 日

(届出先)

佐久穂町長

開発行為者住所

氏名

€

佐久穂町環境保全条例施行規則第4条第3項の規定により、大規模開発、湧水採取事業について、下記のとおり説明会を実施しましたので報告します。

- 1 開発行為の場所
- 2 事業又は施設の名称
- 3 開発行為の概要
- 4 説明会等実施状況
  - (1)実施場所・日時
  - (2)実施方法
  - (3)参加者等
  - (4)実施概要
- 5 添付書類
  - (1)説明会等に用いた書類
  - (2)その他参考書類
  - (3)開発行為の計画に対する意見等があった場合は、その経過協議書 (その意見等に対する協議の内容、結果等)

### 様式第5号(第5条関係) 様式第5号(第5条関係)

# 大規模開発行為許可書

年 月 日

様

佐久穂町長

印

年 月 日付けで申請のあった大規模開発行為について、下記の条件を付し て許可する。

記

1 開発の目的

2 開発の場所

3 条 件

当該開発行為の内容を変更する場合は、直ちに事業を中止し、大規模開発行為変更申 請書を提出した後、この許可を持って事業を再開すること。 様式第6号(第5条関係) 様式第6号(第5条関係)

### 湧水採取許可書

年 月 日

樣

佐久穂町長 印

年 月 日付けで申請のあった湧水の採取について、下記の条件を付して 許可する。

記

1 採取の目的

2 採水の場所

- 3 条 件
- (1)当該開発行為の内容を変更する場合は、直ちに事業を中止し、湧水採取変更申請書を提出した後、この許可を待って工事を再開すること。
- (2)その取水によって付近の湧水及び深井戸等の水位が減少し、又は低下したと認められた場合には、直ちに取水を中止し原因を究明するとともに、その原因が当該取水によるものと判明したときは、その原因に基づき当該施設の改良を行い、被害者に対する損害の賠償をしなければならない。ただし、当該施設の改良が著しく困難な場合は、廃止しなければならない。

## 様式第7号(第6条関係) 様式第7号(第6条関係)

# 大規模開発行為着手届

年 月 日

(届出先)

佐久穂町長

開発行為者住所

氏名

働

年 月 日付けで開発許可を受けた大規模開発、湧水採取事業について下記により事業着手します。

- 1 事業の目的
- 2 事業箇所
- 3 事業着工日
- 4 事業終了予定日

## 様式第8号(第6条関係) 様式第8号(第6条関係)

# 大規模開発行為完了届

年 月 日

(届出先)

佐久穂町長

開発行為者住所

氏名

例

年 月 日付けで許可を受けた大規模開発、湧水採取事業について下記のとお り事業が完了したので届出します。

- 1 事業の目的
- 2 事業箇所
- 3 事業着工日
- 4 事業終了日
- 5 添付書類
  - (1) 事業完成後の状況を示すカラー写真
  - (2) 事業を実施した出来高設計図書及び設計図面

# 様式第9号(第6条関係) 様式第9号(第6条関係)

大規模開発行為中止書

年 月 日

(届出先) 佐久穂町長

住 所 届出者 氏 名 ⑩ 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

年 月 日付けで開発の許可を受けた下記の事業を中止します。

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業の中止理由

### 様式第10号(第6条関係) 様式第10号(第6条関係)

大規模開発行為中止に伴う原状回復計画届

年 月 日

(届出先)

佐久穂町長

住 所 届出者 氏 名 ⑩ 電話番号 (注しにあっては またる事務所の所在

(法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

佐久穂町環境保全条例第17条の2の規定により、事業の中止について、下記のとおり 届け出ます。

記

1 大規模開発行為中止書提出の日

年 月 日

- 2 事業名
- 3 許可年月日

年 月 日

4 原状回復の具体的計画

様式第11号(第6条関係) 様式第11号(第6条関係)

大規模開発行為廃止書

年 月 日

(届出先) 佐久穂町長

住 所 届出者 氏 名 ⑩ 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在) 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

年 月 日付けで開発の許可を受けた下記の事業を廃止します。

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業の廃止理由
- 4 原状回復の具体的計画

### 様式第12号(第6条関係) 様式第12号(第6条関係)

### 大規模開発行為廃止証明届

年 月 日

(届出先) 佐久穂町長

住 所 届出者 氏 名 ⑩ 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

佐久穂町環境保全条例第17条の2の規定により、事業の廃止について、下記のとお り届け出ます。

- 1 大規模開発行為廃止書提出の日 年 月 日
- 2 事業名
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 撤去等事業者
- 5 廃止した状況が確認できる写真等

#### 大規模開発行為変更申請書

年 月 日

(申請先) 佐久穂町長

 住 所

 事業主 氏 名

 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在) 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

年 月 日付で提出した大規模開発行為申請の内容について、次のとお り変更したいので、関係書類を添付して申請します。

/	- /-		a 4 1007 10	1. H M	14	- 1 #		o. , .	~					
事 業	又	は施	設名											
変	更	項	目				変	更	後	Ø	内	容		
変	更	理	曲											

【添付書類】変更内容の分かる説明資料 変更設計図等

## 様式第14号(第8条関係) 様式第14号(第8条関係)

### 大規模開発行為完了検査済証

年 月 日

様

佐久穂町長

ᄩ

年 月 日に完了した 事業が完了したことを認めます。 事業は、検査の結果申請書通り

様式第15号(第10条関係) 様式第15号(第10条関係)

第号

(所属) 職名氏

名

佐久穂町環境保全条例第24条第2項に基づく職員の証

年 月 日交付 (有効期間1年)

佐久穂町長

印

#### (注)

- 1 横 9.0 cm、縦 5.4 cmの厚紙とする。
- 2 地は白地とする。